

# 山口県エコ・ファクトリーを募集します

県では、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、著しい成果を上げている事業所を認定しています。

## ○募集期間

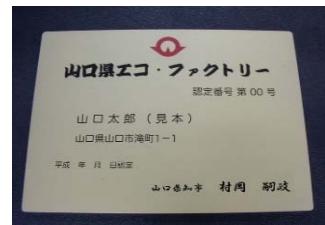
令和3年10月1日（金）～令和3年10月29日（金）

認定された事業所には・・・

○認定証と認定銘板を交付します

○県のホームページやパンフレットに掲載します

- ・県外から産業廃棄物を受け入れる場合、届出書類が簡素化されます
- ・県の業務委託契約の指名競争入札において、認定事業者が追加指名の対象になります



## ○対象事業所

- ・県内に事業所があり、製造等の事業活動を行っている  
(他から受け入れた廃棄物のリサイクル事業も含みます)
- ・過去3年間に、廃棄物処理法等に基づく行政処分を受けていない
- ・下記の認定基準のいずれかに適合している

## ○認定基準

| 区分                       | 認定基準   |
|--------------------------|--|
| A 発生抑制推進事業所<br>(リデュース)   | 産業廃棄物の発生抑制に、概ね3年以上取り組み、著しい成果を上げている             |
| B 高再資源化率達成事業所<br>(リサイクル) | 産業廃棄物のリサイクルに、概ね3年以上取り組み、リサイクル率がほぼ100%の成果を上げている |
| C その他<br>(特に優良と認める事業所)   | 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに、著しく貢献すると知事が認めたもの             |

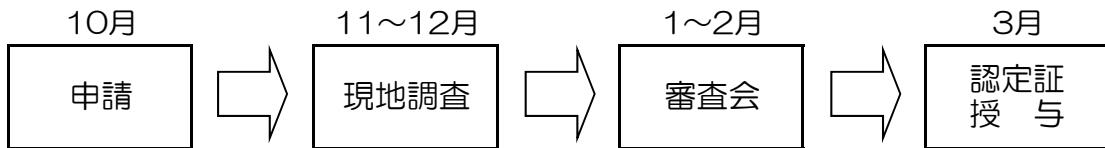
## ○提出書類

- ①申請書 ※
- ②会社パンフレット
- ③環境方針、環境報告書、廃棄物削減取組方針等
- ④製造工程のフロー図（Aのみ）
- ⑤廃棄物の性状等を示した資料（Aのみ）
- ⑥再資源化のフロー図（Bのみ）
- ⑦廃棄物処理法に基づく許可証の写し（Bのみ）

※ 県廃棄物・リサイクル対策課のホームページからダウンロードできます。  
申請書の様式は、認定基準の区分毎（A、B、C）により異なります。

## ○応募方法

10月29日（金）までに、下記の応募先に提出してください。



## ○応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号  
山口県環境生活部  
廃棄物・リサイクル対策課  
ゼロエミッション推進班  
TEL：083-933-2992  
FAX：083-933-2999  
Email：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp